

教職課程の基準に関するワーキンググループ（第2、3回）

「課程認定後の教職課程の質保証・向上」に関する主な意見

1. 全学的に教職課程を実施する体制

- 全学的に教職課程を統括する組織体制の充実は、これまで何度も提言されてきたことであり、これを実効性あるものにする方策が必要。
- 科目の共通開設の在り方を議論する際には、共通開設した科目の質保証や責任体制との関連から、全学的に教職課程を統括する組織の検討と不可分。組織の設置を義務化し、教職課程全体を把握した教員が、専任としてではなくともその組織に配置されることが必要。
- 全学的に教職課程を統括する組織は、専任教員を置かなければならないとなると、小規模の大学では困難となるので、兼任も認めるような形が望ましい。
- 全学の責任体制は、大学によって状況が異なるため、設置を義務化するとしても、その要件や機能等で必須のもの、望ましいものなど選択できるものに分けて検討した方がよい。
- 新たな組織の設置という形式を義務付ける規制を導入するのではなく、例えば、大学の既存の組織であっても「PDCAを徹底している」ことをチェック項目として示して、課程認定の審査や評価等で確認することや、各大学が自ら外部に説明できるようにすることも考えられる。

2. 教職課程の自己点検・評価等の内部質保証の取組

- 内部質保証は、大学の一義的な使命であり、外部評価の前に内部質保証が絶対に必要。外部の第三者から評価を受けることで、内部質保証の助けとなる、という仕組みにすべき。
- 評価を受ける組織単位は、大学、学部、教職課程を設置する単位である学科等のうち、どこにすべきか。自己点検・評価についても、教職課程に責任を持つ主体を大学の中でしっかりと位置付けて行わなければ、他人事のようにになってしまう。
- 各大学が自分たちで3つのポリシーや教職課程の在り方を考えてどう保証していくかということが重要。そのために、例えばIRならIRという同じ取り組みを全ての大学に求めるのではなくて、大学にとって使えるツールをしっかりと使って質保証していくことが重要。
- 質保証の在り方としては、基準やカリキュラムを満たしているということだけでなく、卒業生が教員として就職した学校や教育委員会からの当該卒業生に対する評価を聞いて、それをカリキュラムの改善につなげていくということも重要。

3. 教職課程の第三者による評価、学外者による点検

- 大学は、既に様々な評価を義務づけられており、教職課程のみの外部評価を独自に実施するには、費用面のみならず労力の点でも抵抗感は大い。これを克服する方策も同時に考えなければ、普及につながらない。
- 質保証のための大学の負担が増せば、教職課程を取り下げるところも出てくる。全体として教職課程をどの程度の規模で維持するのも踏まえて考えた方がよい。
- 評価を受けることによるインセンティブを考えることが必要。
- 外から押しつけられるようでは負担に感じるため、例えば研修会のような形で大学相互にピアレビューをし、評価を一緒に作っていくような関係性を目指すことが必要。
- 一般学部と教員養成学部などの違いを考えれば、全体をカバーする基準は、かなり大括り化にし、基本的なところだけにしておくことが必要。
- 評価基準や項目は、多様性をもったものであることが必要。
- 教員養成系の大学・学部と開放制の大学・学部の評価を同様に扱うのか区別するのか、教職課程の評価と教職大学院の認証評価や大学の機関別評価との関係をどう整理するのかなど、大枠の整理が必要。
- 教員養成を目的とする大学・学部がある一方で、免許取得者が一桁の大学もある。評価の在り方も大学の目的や規模に照らして考える必要がある。例えば機関別評価の項目の中に教員養成の項目を設けるなど簡素化する、一本にまとめるなどの検討も必要。
- 現行の認証評価において、分野別評価として教職大学院で認証評価を受けたものについては、機関別評価では不要となるものがあり、教職課程の評価を導入するにあたって同様の関係性になれば負担感が減る。また、内部質保証の評価項目と第三者評価の評価項目が一致していれば、内部質保証のために用意したものが第三者評価でも使えることになるので、負担感を減らす上で必要。
- 質保証は大学の自己点検・評価が基本であり、第三者評価は、自己点検・評価を後押しし、負担感を軽減できる方向で検討することが必要。例えば、第三者評価の観点が自己点検・評価の項目として使えるようになっていて、第三者評価の際には、自己点検・評価をまとめて提出するだけでよいとすれば負担感は軽減できるのではないか。
- 教職大学院の評価は、大学の機関別評価とも整合しているので、学部の教職課程の評価もこれらの評価と体系的なものになっていることが適当。
- 自己点検・評価は、高い水準の努力目標を設定し、それに向かって大学自身が検討すべきものであるが、これをそのまま第三者評価にもっていこうとすると強制的なものになり、大変厳しい基準になる。実地視察のように最低限の基準を満たしているかという考え方が、第三者が行う評価としては重要。
- 開放制の学部では、例えば、工学部であれば工学という学問を教授することの水準維持と、教職課程の理科の教科の専門性の質保証の2面があり、合致する部分と異なる部分があるため、質保証の全体を調整することも必要。

- 課程認定を受けている学科とそうでない学科が混在している学部の場合、学部を単位とした場合にはどのように評価を行うのかという課題がある。
- 評価者の育成も必要。

4. 教職課程を担当する教員に対するFD

- 自己点検・評価書の作成が目的でなく、これに基づいて教職課程の改善にどのようにつなげていくかが重要。そのためにはFDを授業研究だけではなく、自己点検・評価に基づいて、教職課程の在り方や理念を確認したり、授業科目の位置付けを明確にしたりするような活動と位置付けるべきで、FDと自己点検・評価を連動させることが重要。

5. その他

- 前回までの議論のように、授業科目の共通開設等を緩和していくのであれば、あわせて評価などの質保証をきちんと担保することが前提となる。
- 教職課程の存在意義としては、輩出する教員の数だけでなく、近隣の学校への様々な支援活動などの地域にとっての意義もあり、免許取得者数が少なくても多くの大学が教職課程を置けることが必要。